

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

令和6年9月9日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、和解及び損害賠償の額を決定することについて、次のとおり専決処分をする。

令和６年６月２５日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

１ 和解の相手方
個人

２ 損害賠償の額 ８８，０００円

３ 和解の事由

町は、相手方の著作物たるイラストについて、相手方の承諾のないまま学校だよりに使用し、当該学校だよりを町ホームページに掲載した。

４ 和解の内容

町は、相手方に対し、Web サイト上に掲載された「イラスト使用規約」に示されている額を損害賠償額として支払うものとする。